

## 熊本市広報効果検証及び戦略的活用提案業務委託基本仕様書

## 1 業務委託名

熊本市広報効果検証及び戦略的活用提案業務委託

## 2 目的

本市では、市政だよりやSNS、テレビ、ラジオなど多様な媒体を組み合わせたメディアミックスにより市政情報の発信に取り組んでいる。しかしながら、発信後の効果検証が十分に行われておらず、各施策のターゲット層に対して最適な発信方法であったかの検証・改善が十分になされていない状況にある。

また、SNS についてはガイドラインを整備し、媒体ごとの一般的な特性を踏まえた運用を行っているものの、これらは本市の実際の発信内容や成果に基づく実証的な分析によるものではないため、具体的な発信基準として十分とはいえない。さらに、市政だよりやテレビ等の他媒体との役割分担や連携も十分に整理されておらず、情報発信内容ごとに適切な発信手法が確立されていない。

本業務は、これらの課題を踏まえ、情報発信内容(種類)ごとに媒体の運用状況及び発信効果を分析し、データに基づき各広報媒体の役割を明確化するとともに、媒体間の連携を強化することで、ターゲットに応じた効果的な情報発信体制を構築し、戦略的な広報展開につなげることを目的とする。

これにより、市の施策や魅力に対する理解と共感を促進し、市民への効果的な情報発信を通じたシティプロモーションの推進に資するとともに、シビックプライドの向上及び関係人口の創出・拡大を図る。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

## 4 履行場所

本市の指定する場所

## 5 業務内容

### (1) 広報状況の分析

本市において運用している広報媒体の活用状況等について、現状分析及び課題整理を行い、毎月の定例打ち合わせ(対面またはオンライン)において報告すること。

分析にあたっては、本市から提供する媒体別の発信内容ごとに実施するものとし、分析手法及び課題整理にかかる工程は受託者が提案し、市と協議の上実施すること。

#### ア 対象媒体

- ・市政だより(P1～6まで)
- ・熊本市公式 SNS(主に LINE、X)
- ・市政広報番組(テレビ・ラジオ)
- ・その他本市が指定する媒体

#### イ 分析にあたっての視点(例)

- ・発信目的やターゲットを踏まえた上での媒体選択や表現手法、発信タイミングの妥当性
- ・媒体間の連携状況の妥当性
- ・ターゲット層への情報の到達状況

#### (2) アンケート結果の分析

受託者は、本市が実施する「広報に関するアンケート調査(仮)」の結果について、市民の情報取得状況やニーズの把握を目的とした分析を行うこと。単なる集計にとどまらず、広報改善につながる課題を整理すること。

なお、アンケートの内容や項目については、広報状況の分析や、その後の提案に必要な情報が得られるものとなるよう本市に助言すること。

#### (3) 改善策の提案

(1)及び(2)の分析結果を踏まえ、本市が発信する情報をターゲットに確実に届けるための改善策の提案を行うこと。

提案にあたっては、次年度以降に同種の情報発信へ活用できるよう、情報発信内容(種類)及びターゲットごとに整理すること。

改善策としては、媒体ごとの役割を整理したうえで、情報発信目的に応じた媒体の選択、複数媒体における発信のタイミングや投稿内容などのコンテンツ設計等の内容を想定しているが、受託者が提案し、市と協議の上決定すること。

また、提案内容は客観的データや分析結果に基づくものとし、実効性および持続性のある内容とすること。

提案結果は、ターゲット属性や発信したい情報の種類ごとに広報戦略をまとめるなど、本市の広報施策に活用可能な形での報告書として取りまとめること。

#### (4) 職員向け広報研修の実施

広報担当職員等を対象に、実務に直結する内容の研修(対面またはオンライン)を実施する。

### 6 成果品

- ・広報状況分析及び改善案報告書(アンケート分析を含む)
- ・分析に用いた基礎データ(追加で取得・購入したデータを含む)、加工データ及び分析結果データ一式
  - ※Word や PDF ではなく後年の再利用・分析が容易となる Excel 又は CSV 等のデータで納品すること
- ・職員向け研修資料
- ・その他、本業務に関連して作成した資料一式

### 7 著作権及び秘密保持に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に伴い新たに撮影又は作成した素材(写真や図・表等)及び成果物に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。
- (2) 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権(著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者または第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 受託者は本業務(再委託した場合を含む)にて知りえた情報等については、本市の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、各種法令の遵守や個人情報保護に十分留意すること。
- (2) 委託料には、分析に用いるデータの取得又は購入に係る費用等の本業務遂行に係る一切の経費を含むこと。
- (3) 事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに熊本市に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (4) 受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書(実施内容及びスケジュール)を提出すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (6) 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。
- (7) 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- (8) 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。